

たゆまぬ挑戦 さらなる創造 未来輝く東北町

東北町教育施策の大綱

(令和8～12年度)

令和8年3月

東 北 町

はじめに

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各地方公共団体の長には当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を明らかにするため「教育施策の大綱」を策定することが求められています。

当町では、社会環境の変化や町の課題に的確に対応しながら、将来像を実現するため、第2次東北町総合振興計画期間が終了することを機に、現計画を継承、発展させるとともに、新たな視点と発想を加え、令和8年3月に「第3次東北町総合振興計画」を策定しました。

このことを踏まえ、町と町教育委員会が一体となった政策・施策を進めるため「第3次東北町総合振興計画」の教育関連部分を「東北町教育施策の大綱」として位置付けることとし、町長と町教育委員会が教育・人づくりをめざす姿を共有し、連携して総合的な施策を推進します。

2 期 間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）まで
【5年間】

3 留意事項

教育に関する事務は、予算の編成・執行や条例提案など一部の事務を除き、独立の執行機関である町教育委員会の権限に属しています。

その一方で、教育行政においては、町長が所管する行政分野（保健、医療、福祉、地域振興など）との密接な連携が必要となっています。

この大綱の実施に当たっては、教育行政の中立性や継続性、安定性の確保に十分配慮するとともに、町長と町教育委員会が十分に連携し、教育施策の総合的な推進を図ることとします。

1 学校教育

現状と課題

わが国では、令和5年度に、持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイング^{※1}の向上をコンセプトとする第4期教育振興基本計画を策定し、教育の振興に取り組んでいます。

現在、本町には、認定こども園が5園、小学校が3校、中学校が2校あります。本町では、これまで、学校施設及び設備の整備や適正配置を計画的に進めるとともに、確かな学力・豊かな心・健やかな体からなる「生きる力」の育成に向けた教育内容の充実を積極的に進めてきました。

特に、国際社会に対応できる人財^{※2}の育成に向けた英語教育や国際交流の推進、よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進等に力を入れ、着実にその成果を上げてきました。

しかし、今後、デジタル化・グローバル化の一層の進展をはじめ、社会環境はさらに大きく変化することが予想され、こうした社会の中で、多様な人々と協働し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になるような子どもたちを育成していくことが求められています。

このため、子どもたちが安全・安心・快適に学ぶことができるよう、学校施設及び設備の整備を進めるとともに、「生きる力」の育成に向けた教育内容の一層の充実、地域とのさらなる連携強化など、総合的な教育環境の向上を進めていく必要があります。

主要施策

1-1 学校施設・設備の整備

- ① 安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、老朽化した学校施設の改修を計画的に進め、長寿命化を図ります。
- ② デジタル機器の計画的な更新をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

^{※1} Well（よい）と being（状態）からなる言葉で、身体的・精神的・社会的に満たされた健康で幸福な状態にあること。

^{※2} 本町では、“人は本町にとっての「財（たから）」である”ことを基本的な考えとしており、本計画においても、「人材」を「人財」と表記している。

1-2 「生きる力」の育成に向けた教育内容の充実

- ① 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、
架け橋期^{※3}にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人
ひとりの多様性に配慮したうえですべての子どもに学びや生活の基盤
を育むことを目指します。
- ② 確かな学力の育成に向け、学力向上アクションプランに基づき、学力
の的確な把握と調査結果の有効活用、家庭学習の支援、認定こども園・
小学校・中学校の連携強化等を図ります。
- ③ 国際社会に貢献できる人財の育成に向け、A L T^{※4}の活用等により、
英語教育や国際理解教育の充実を図るとともに、上北中学校・東北中学
校の姉妹校である台北市立天母國民中学との国際交流を推進します。
- ④ デジタル社会で活躍できる人財や地球環境問題に対応できる人財の
育成に向け、デジタル化に即した教育及び環境教育の充実を図るほか、
社会的・職業的な自立を目指してキャリア教育^{※5}の充実を図ります。
- ⑤ 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育の充実、「子
ども読書推進のまち」の宣言等を踏まえた読書活動の促進に努めるとと
ともに、本町に戻り、本町をつくる人財を育てるため、郷土学習など郷土
を愛する心を育む教育の充実を図ります。
- ⑥ 健やかな体の育成に向け、体力・運動能力の的確な把握と調査結果の
有効活用、食育や体育・健康教育の充実、学校給食の充実を図ります。
- ⑦ 支援を必要とする児童・生徒が適切な教育支援を受けられるよう、特
別支援教育の充実を図ります。
- ⑧ 児童・生徒のインターネット利用による犯罪やトラブル、インターネ
ット依存等の防止に向け、情報モラルに関する教育を推進します。
- ⑨ 教職員の指導力の向上に向け、研修・研究活動を支援するとともに、
教職員の負担軽減に向け、デジタル技術の活用による授業及び業務効率
の向上を図ります。

※3 義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間。

※4 外国語指導助手。

※5 職業に関する知識や技能、進路を選択する能力を育てる教育。

1-3 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、教育相談員による学校における日常的な相談の充実、スクールカウンセラー^{※6}やスクールソーシャルワーカー^{※7}の活用による専門的な相談・指導の充実に努めるとともに、教育相談室の周知と活用を促進します。

1-4 地域との連携強化

- ① コミュニティ・スクール^{※8}の導入など、地域とともにある学校づくりに向けた取組を進めます。
- ② 地域における指導者や運営組織の確保等を進めながら、中学校部活動の地域展開（移行）を円滑に進めます。

1-5 安全対策・通学対策の推進

- ① 防犯ブザーの提供や通学路の合同安全点検の実施などにより、登下校時の児童・生徒の安全対策の強化を図ります。
- ② 遠隔地の児童・生徒が安全・安心に通学できるよう、スクールバス運行の充実に努めます。

1-6 学校教育に関する経済的支援の推進

学校教育に関する保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費や修学旅行費などに対する支援など、各種の経済的支援を行います。

※6 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※7 教育機関において福祉相談業務に従事する福祉職専門家。

※8 学校運営協議会制度。「地域とともにある学校」を目指し、学校と地域住民等が協力して学校の運営に取り組む仕組み。

成果指標

指標名	単位	令和 6 年度 (実績)	令和 12 年度 (目標)
学力向上と特別な支援を必要とする 児童・生徒への学校教育支援員配置率	%	100.0	100.0

2 社会教育

現状と課題

一人ひとりが、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を生かすことができる社会の実現が求められています。

近年では、人生 100 年時代やデジタル社会を迎える中、生涯にわたって学び、活躍できる環境整備や、地域コミュニティの基盤を支える学習活動の促進がますます重視されてきています。

本町では、公民館をはじめとする学習関連施設において、町民の学習ニーズに即した各種の講座・教室の開設や関連事業の実施、「東北町テレビ」を活用した社会教育番組の放送や学習情報の提供、青少年の健全育成に関する事業の推進、読書環境の充実、社会教育団体の支援等を行っています。

このような中、町民の自主的な学習活動が行われていますが、社会環境の変化に伴い、ますます多様化・高度化する学習ニーズへの対応が課題となっているほか、一定の講座・教室への参加者の偏り、全体的な参加者の減少や固定化、青少年を取り巻く環境の変化、関連施設の老朽化といった状況もみられ、その対応が求められています。

今後は、このような状況を前提として、各世代の学習ニーズ等を踏まえた特色ある学習プログラムの提供をはじめ、次代を担う青少年の健全育成に関する取組、町民の読書活動を促進する環境づくり、関連施設の老朽化対策等を進めていく必要があります。

主要施策

2-1 特色ある学習プログラムの提供

社会環境の変化や各世代の学習ニーズの的確な把握、指導者やボランティアの発掘・育成を行いながら、特色ある講座・教室、関連事業の企画・開設を図るとともに、広報紙やホームページ、SNS^{※9}、「東北町テレビ」等の様々な情報媒体を活用し、情報発信を行います。

2-2 地区における学習活動の促進

各地区における学習及び地区住民の地域づくりへの参画を促進するため、地区単位での自主的な学習活動を支援・促進します。

2-3 青少年の健全育成に向けた取組の推進

- ① 青少年健全育成の中心となる青少年育成町民会議や子ども会育成連絡協議会等の組織・団体の活動を支援します。
- ② 家庭における教育機能の強化に向け、家庭教育の機会の提供を図るほか、多様な体験や人間関係を通じて豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や世代間交流活動、ボランティア活動等への参加促進に努めます。

2-4 読書活動の促進

- ① 図書館について、町民ニーズに即した蔵書の充実や学校図書室との連携強化をはじめ、利用しやすい環境づくりを進めます。
- ② 「子ども読書活動推進のまち」の宣言等を踏まえ、子ども読書推進計画に基づき、子どもが本に親しむ機会の充実に努めます。

2-5 学習関連施設の整備充実

町民の安全性・利便性の向上等を見据え、公民館や図書館、コミュニティセンター、学習等供用センター等の学習関連施設の整備・改修を計画的に進め、施設機能の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
図書館蔵書冊数	冊	55,450	55,600
図書館入館者数	人	7,413	7,440

^{※9} ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

3 スポーツ

現状と課題

わが国では、少子化の進行などスポーツを取り巻く環境が大きく変化する中、令和7年度にスポーツ基本法を14年ぶりに改正し、スポーツの力をウェルビーイングの向上や多様な社会課題の解決に生かすことなどを目指し、スポーツ施策の一層の強化を進めています。

本町は、駅伝やマラソンなどの陸上競技をはじめ、各種のスポーツ活動が盛んなまちであり、スポーツ協会加盟の各種スポーツ団体・スポーツ少年団が中心となって、南・北総合運動公園などの各スポーツ施設を利用し、活発なスポーツ活動が行われています。

町においてもスポーツの振興に力を入れており、スポーツ団体の活動支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実や各種スポーツ大会の誘致・開催、スポーツ功労者等の表彰など多様な取組を行っています。しかし、近年、少子化等に伴い、スポーツ活動への参加者の減少や固定化、スポーツ団体の減少が進んでいるほか、生活の利便性の向上等により、日常生活において身体を動かす機会が減少してきていることも指摘されています。

また、地方創生が求められる中、こうしたスポーツ振興に関する取組は、町の魅力を向上させ、移住・定住につながるものとして、これからのまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれています。

このため、各種スポーツ団体等の活動支援、各種スポーツ大会やスポーツ教室の充実、スポーツ施設の整備充実、さらには令和8年度開催の「あおもり国スポ・障スポ」（本町では少年男子ソフトボール競技等を開催）と連動した取組などを推進し、すべての町民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりと、スポーツの盛んな町としての地域特性を生かした魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

主要施策

3-1 スポーツ団体等の活動支援

- ① 町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、スポーツ協会及びその加盟のスポーツ団体・スポーツ少年団等の活動支援に努めます。
- ② 多様化する町民ニーズに対応できるよう、スポーツ推進委員の確保と活動支援に努めます。

3-2 多様なスポーツ活動の普及促進

- ① 町民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めるため、スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動の推進、多様なスポーツ情報の収集・提供に努めます。
- ② スポーツ推進委員やスポーツ協会、各種スポーツ団体などと連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容や運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。
- ③ 町民のスポーツ振興及び競技力の維持・向上を図るため、選手や指導者の育成環境を充実させるとともに、広域的な大会への選手等の派遣を支援します。
- ④ 各地区におけるスポーツ活動の活発化に向け、地区単位でのスポーツ推進体制の充実を支援します。

3-3 スポーツ施設の整備充実

南・北総合運動公園をはじめとする既存のスポーツ施設について、計画的な改修等を推進し、施設機能の維持・充実を図っていきます。

3-4 スポーツ功労者等の表彰

本町のスポーツ振興に貢献した、あるいは各種大会で優秀な成績をおさめた個人及び団体に対する表彰を行い、さらなるスポーツ活動の振興及び活性化を図ります。

3-5 「あおもり国スポ・障スポ」と連動した取組の推進

ソフトボール競技をはじめとするスポーツの普及・啓発、町一体となった開催・運営への協力など、「あおもり国スポ・障スポ」を契機とした、スポーツ振興と地域活性化につながる取組を行います。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
わかさぎマラソン大会参加者数	人	599	現状より増加
町民総合体育大会参加地区数	地区	11	現状より増加
地域スポーツ振興助成地区数	地区	10	15

4 文化芸術・文化財

現状と課題

文化芸術は、人々の暮らしに喜びや感動をもたらすとともに、人と人とお互いに理解し合う機会を提供し、住民生活の向上やともに生きる社会づくりにつながるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町では、文化協会加盟の文化団体が中心となって、公民館等を利用して様々な文化芸術活動が行われています。

町では、これらの文化団体の活動を支援しているほか、「生き生き産業文化まつり」をはじめとする多様な文化行事の開催、文化功労者等の表彰などを行い、文化芸術の振興に努めています。

しかし、近年、少子化等に伴い、文化芸術活動への参加者の減少や固定化といった状況もみられ、今後は、幅広い年代の町民が気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていくことが必要です。

また、文化財は、長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。

本町は、県下有数の埋蔵文化財登録数を誇るほか、県有形民俗文化財「舟ヶ沢の丸木舟」や県無形民俗文化財「沼崎念佛鶏舞」、東北地方の古代史を物語る「日本中央の碑」、モミの木等の天然記念物をはじめとする有形・無形の貴重な文化財が残されています。

本町では、これらの文化財の保護・保存を進めているほか、歴史民俗資料館及び日本中央の碑保存館において展示・公開しています。

今後とも、文化財の適切な調査や保存・活用、展示等に努め、町内外の人々が本町の歴史や文化に親しめる場と機会の充実を進めていく必要があります。

主要施策

4-1 文化団体等の活動支援

- ① 町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化協会及びその加盟の文化団体の活動支援に努めます。
- ② 多様化する町民ニーズに対応できるよう、文化芸術に関する指導者の確保と活動支援に努めます。

4-2 文化芸術の発表・鑑賞機会の充実

文化芸術の発表機会と鑑賞機会の充実に向け、文化協会と連携し、「生き生き産業文化まつり」をはじめとする多様な文化行事の開催、「東北町テレビ」による発表会の放送、公共施設への作品の展示等を行います。

4-3 文化功労者等の表彰

本町の文化の向上・発展に特に顕著な功績を上げた個人または団体に対する表彰を行い、さらなる文化の継承・発展、文化活動の推進を図ります。

4-4 文化財の保存・活用

- ① 指定文化財の適正な保存に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても発掘・調査を行い、適時的に重要な対象物の指定による保存・活用を図ります。
- ② 郷土芸能などの無形文化財についても、保存団体の育成・支援を行い、保存・伝承に努めます。
- ③ 歴史民俗資料館及び日本中央の碑保存館について、適正な維持管理、展示の充実、学校教育への活用等を進めるとともに、今後の運営方法等を総合的に検討していきます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
町の指定文化財数	点	19	現状維持
歴史民俗資料館入館者数	人	1,465	1,480